

相互協議の手続について（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (省 略)</p> <p>(14) 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第15号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び復興財源確保法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書、<u>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「防衛財源確保法」という。)第6条第15号《定義》</u>に規定する防衛特別法人税確定申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号《定義》に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>(15)～(22) (省 略)</p> <p>(23) 庁主管課 <u>国税庁長官官房企画課又は国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課又は国税庁調査査察部調査課</u>をいう。</p> <p>(24) 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国</p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (同 左)</p> <p>(14) 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び復興財源確保法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号《定義》に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>(15)～(22) (同 左)</p> <p>(23) 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、<u>国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課</u>をいう。</p> <p>(24) 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国</p>

改正後	改正前
<p>税局にあっては特別整理総括課、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては<u>統括国税徴収官</u>又は沖縄国税事務所<u>統括国税徴収官</u>をいう。</p> <p>(25) 局関係課 <u>国税局総務部企画課</u>又は<u>国税局課税第一部(札幌国税局、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課</u>又は<u>国税局課税第二部(札幌国税局、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課</u>又は<u>国税局徴収部徴収課</u>又は<u>国税局調査査察部(東京国税局及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課</u>又は<u>沖縄国税事務所総務課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課</u>をいう。</p> <p>(26)～(28) (省 略)</p> <p>(29) 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、<u>防衛特別法人税</u>、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>(30)～(35) (省 略)</p>	<p>税局にあっては特別整理総括課、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては<u>特別整理部門</u>又は沖縄国税事務所<u>特別整理部門</u>をいう。</p> <p>(25) 局関係課 国税局課税第一部(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、<u>国税局課税第二部(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京国税局及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課</u>又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>(26)～(28) (同 左)</p> <p>(29) 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>(30)～(35) (同 左)</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>第2 我が国において行われる申立てに係る相互協議</p>	<p>第2 我が国において行われる申立てに係る相互協議</p>
<p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特</p>	<p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特</p>

改正後	改正前
<p>例省令第12条第1項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、例えば、次に掲げる場合に行うことができる。</p> <p>イ 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国等において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人が相互協議を求める場合</p> <p>(注) 1 (省 略)</p> <p>2 内国法人は、その国外関連者が当該内国法人との間における取引に関し相手国等において国税通則法第65条第6項《過少申告加算税》の規定の適用を受ける同法第19条第3項《修正申告》に規定する修正申告書の提出に相当する行為を行うことにより生ずる二重課税の排除を目的として、相互協議の申立てを行うことができることに留意する。</p> <p>ロ～ト (省 略)</p> <p>チ <u>非居住者又は外国法人で相手国等の居住者又は法人とされるものが、我が国又は相手国等の租税につき租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由(イ、ロ、ハ又はトに規定する理由に相当する理由をいう。)</u>として、相互協議を求める場合</p> <p>(注) 1 <u>チに掲げる場合において、租税条約の規定によっては、非居住者又は外国法人で相手国等の居住者又は法人とされるものによる我が国の権限ある当局に対する相互協議</u></p>	<p>例省令第12条第1項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、例えば、次に掲げる場合に行うことができる。</p> <p>イ 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国等において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人が相互協議を求める場合</p> <p>(注) 1 (同 左)</p> <p>2 内国法人は、その国外関連者が当該内国法人との間における取引に関し相手国等において国税通則法第65条第5項《過少申告加算税》の規定の適用を受ける同法第19条第3項《修正申告》に規定する修正申告書の提出に相当する行為を行うことにより生ずる二重課税の排除を目的として、相互協議の申立てを行うことができることに留意する。</p> <p>ロ～ト (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の申立てを定めていないことがあるから、留意する。</u></p> <p>2 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、申立者又はその国外関連者が当該申立てに係る課税について不服申立て又は訴訟を行っているかどうかにかかわらず、行うことができることに留意する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>6 相互協議の申立ての手続</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、「相互協議申立書」(別紙様式1)及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を、<u>国税電子申告・納税システム、郵便若しくは信書便又は庁相互協議室の受付への持参</u>(以下「e-Tax等」という。)により、<u>庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>(注)1・2 (省 略)</p> <p>イ 申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われるものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>資料</u>(申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けるに至ると認められることを理由として行われるものである場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>資料</u>)</p>	<p><u>(注)</u> 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、申立者又はその国外関連者が当該申立てに係る課税について不服申立て又は訴訟を行っているかどうかにかかわらず、行うことができることに留意する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>6 相互協議の申立ての手続</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、「相互協議申立書」(別紙様式1)及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を、<u>庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>(注)1・2 (同 左)</p> <p>イ 申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われるものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>書面</u>(申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けるに至ると認められることを理由として行われるものである場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>書面</u>)</p>

改正後	改正前
<p>ロ 申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われるものである場合において、当該申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているときは、イに掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した資料並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>ハ～ヘ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>7～17 (省略)</p> <p>18 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 相互協議申立ての取下げは、「相互協議申立ての取下書」(別紙様式4)を、<u>e-Tax等</u>により、<u>庁相互協議室</u>に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>19 (省略)</p> <p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p> <p>20・21 (省略)</p>	<p>ロ 申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われるものである場合において、当該申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているときは、イに掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>ハ～ヘ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>7～17 (同左)</p> <p>18 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 相互協議申立ての取下げは、「相互協議申立ての取下書」(別紙様式4)を、<u>庁相互協議室</u>に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>19 (同左)</p> <p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p> <p>20・21 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>22 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が租税条約の規定に基づく相互協議の申立てを行わないときは、<u>庁相互協議室は、当該内国法人に相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出等について協力を求める。また、庁相互協議室は、21(1)イ、ロ及びリに掲げる事項並びに当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる事業年度、課税が行われた年月日を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることが求め、その後の手続は21(2)及び(3)並びに26から29までに定めるところによる。</u></p> <p>23～27 (省 略)</p> <p>28 相互協議手続の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>ロ 23(1)の確認を行った場合において、当該居住者又は内国法人が、6(1)の相互協議の申立てを行わない場合又は事前確認の申出を行わないとき。</p> <p>ハ 24(1)の確認を行った場合において、当該非居住者又は外国法人が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないとき。</p>	<p>22 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が租税条約の規定に基づく相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は28に定めるところによる。</p> <p>23～27 (同 左)</p> <p>28 相互協議手続の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ <u>22(1)の確認を行った場合において、当該内国法人が、租税条約の規定に基づく相互協議の申立てを行わないとき。</u></p> <p>ハ 23(1)の確認を行った場合において、当該居住者又は内国法人が、6(1)の相互協議の申立てを行わない場合又は事前確認の申出を行わないとき。</p> <p>ニ 24(1)の確認を行った場合において、当該非居住者又は外国法人が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないとき。</p>

改正後	改正前
<p>三 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-13(1)又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領5-13(1)に該当するとき。</p> <p>ホ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ヘ 我が国又は相手国等における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合</p> <p>ト 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、24(1)に定める事前確認の申出の内容と相手国等の権限ある当局に対して行われた当該申出に相当するものの内容との間に相互協議の合意に重大な影響を及ぼす相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められるとき。</p> <p>チ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(注) チに掲げる場合には、例えば、次のような場合が該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手国等において事前確認に係る制度又は手続が具体的に定められていないことその他相手国等の法令及び行政上の慣行により、当該相手国等において相互協議の合意の内容の実施を確保することが困難であると認められる場合 2 事前確認に係る事案について、庁相互協議室が、独立企業間価格の算定方法その他の事項に係る自らの見解を明らかにする文書を当該事案に係る相手国等の権限ある当局に対して送付した日から1年を経過する日までの間に、繰り返 	<p>ホ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-13(1)又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領5-13(1)に該当するとき。</p> <p>ヘ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ト 我が国又は相手国等における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合</p> <p>チ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、24(1)に定める事前確認の申出の内容と相手国等の権限ある当局に対して行われた当該申出に相当するものの内容との間に相互協議の合意に重大な影響を及ぼす相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められるとき。</p> <p>リ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(注) リに掲げる場合には、例えば、次のような場合が該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手国等において事前確認に係る制度又は手続が具体的に定められていないことその他相手国等の法令及び行政上の慣行により、当該相手国等において相互協議の合意の内容の実施を確保することが困難であると認められる場合 2 事前確認に係る事案について、庁相互協議室が、独立企業間価格の算定方法その他の事項に係る自らの見解を明らかにする文書を当該事案に係る相手国等の権限ある当局に対して送付した日から1年を経過する日までの間に、繰り返

改正後	改正前
<p>しの要請を行ったにもかかわらず、当該相手国等の権限ある当局から当該文書に相当する文書が庁相互協議室に対して送付されない場合</p>	<p>しの要請を行ったにもかかわらず、当該相手国等の権限ある当局から当該文書に相当する文書が庁相互協議室に対して送付されない場合</p>
<p>(2)～(4) (省 略)</p>	<p>(2)～(4) (同 左)</p>
<p>29 (省 略)</p>	<p>29 (同 左)</p>
<p>第4 相互協議の申立てに基づかない相互協議の申入れ</p>	<p>第4 相互協議の申立てに基づかない相互協議の申入れ</p>
<p>30～32 (省 略)</p>	<p>30～32 (同 左)</p>
<p>第5 仲裁</p>	<p>第5 仲裁</p>
<p>33 (省 略)</p>	<p>33 (同 左)</p>
<p>34 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申立てがあった場合の手続</p>	<p>34 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申立てがあった場合の手続</p>
<p>仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申立てがあった場合には、第2に定めるところに加えて、次に定めるところによる。</p>	<p>仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申立てがあった場合には、第2に定めるところに加えて、次に定めるところによる。</p>
<p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>(1)・(2) (同 左)</p>
<p>(3) <u>仲裁手続は、相互協議において租税条約に規定する一定の期間を経過しても合意に至らない場合において、申立者の仲裁の要請を受けて開始されるのであるが、庁相互協議室は、当該期間を起算する日を相手国等の権限ある当局との間で確認し、当該期間を起算する日を申立者に通知する。</u></p>	<p>(3) <u>庁相互協議室は、仲裁手続に係る実施取決めに定めるところにより相手国等の権限ある当局と相互協議の開始の日を確認し、当該相互協議の開始の日を申立者に通知する。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>(注) 相互協議の開始の日とは、相手国等の権限ある当局に対し相</u></p>

改正後	改正前
<p>35 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>相手国等の権限ある当局から、仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申入れがあった場合には、第3に定めるところに加えて、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>仲裁手続は、相互協議において租税条約に規定する一定の期間を経過しても合意に至らない場合において、申立者の仲裁の要請を受けて開始されるのであるが、庁相互協議室は、当該期間を起算する日を相手国等の権限ある当局との間で確認する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>36・37 (省 略)</p> <p>38 仲裁の要請の手続</p> <p>(1) 仲裁の要請は、「仲裁要請書」(別紙様式6)を、e-Tax等により、<u>庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>(注) 1 (省 略)</p> <p>2 <u>仲裁の要請があったとしても、仲裁手続は、租税条約に規</u></p>	<p><u>互協議の申入れを行った日をいうのであるが、仲裁手続に係る実施取決めで定める一定の資料が提出された場合に限り、相互協議の申入れを行ったと認められることに留意する。</u></p> <p>35 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>相手国等の権限ある当局から、仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申入れがあった場合には、第3に定めるところに加えて、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>庁相互協議室は、仲裁手続に係る実施取決めに定めるところにより相手国等の権限ある当局と相互協議の開始の日を確認する。</u></p> <p><u>(注) 相互協議の開始の日とは、相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった日をいうのであるが、仲裁手続に係る実施取決めで定める一定の資料が提出された場合に限り、相互協議の申入れがあったと認められることに留意する。</u></p> <p>36・37 (同 左)</p> <p>38 仲裁の要請の手続</p> <p>(1) 仲裁の要請は、「仲裁要請書」(別紙様式6)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) 1 (同 左)</p> <p>2 <u>34(3)の相互協議の開始の日から租税条約に規定する期間</u></p>

改正後	改正前
<p><u>定する一定の期間が経過した後に開始されることに留意する。</u></p> <p>(2) 庁相互協議室は、收受した仲裁要請書及び添付書類の写しを、<u>原則として、その收受した日の翌日から10日以内に、相手国等の権限ある当局に送付する。</u></p> <p>39 仲裁の要請を行った者等への通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者(相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下39において同じ。)に該当する個人又は法人に通知する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 仲裁手続の期間の延長が行われた場合 当該仲裁手続の期間の延長の理由及び延長の期間</p> <p>(削除)</p>	<p><u>を経過しても相互協議の合意に至らない場合に、仲裁の要請を行うことができることに留意する。</u></p> <p>(2) 庁相互協議室は、收受した仲裁要請書及び添付書類の写しを、その收受した日の翌日から10日以内に、相手国等の権限ある当局に送付する。</p> <p>39 仲裁の要請を行った者等への通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者(相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下39において同じ。)に該当する個人又は法人に通知する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 仲裁手続の期間の延長が行われた場合 当該仲裁手続の期間の延長の理由及び延長の期間</p> <p><u>(注) 仲裁手続の期間の延長が行われた場合とは、例えば、次に掲げる場合である。</u></p> <p><u>イ 租税条約に規定する期間内に相互協議の合意に至らなかったことが、主として、事案によって直接に影響を受ける者が適時に必要な資料を提出しなかったことに帰するものと認められ、その資料の提供の遅延に対応する期間、仲裁人の任命が延期された場合</u></p> <p><u>ロ 申立者が争訟を優先する等の理由により相互協議の中断を求め、その中断に対応する期間、仲裁人の任命が延期された場合</u></p> <p><u>ハ 我が国の権限ある当局、相手国等の権限ある当局及び</u></p>

改正後	改正前
<p>ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>40 (省略)</p> <p>41 仲裁の要請の取下げ</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 仲裁の要請の取下げは、「仲裁要請の取下書」(別紙様式7)を、<u>e-Tax等により、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、(2)により仲裁要請の取下書の提出を受けた場合には、相手国等の権限ある当局に、仲裁の要請が取り下げられた旨を通知する。</p> <p>第6 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p> <p>42 納税の猶予</p> <p>(1) 所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下42において同じ。)は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を限度として、相互協議の申立てを行った</p>	<p><u>事案によって直接に影響を受ける者が仲裁手続の期間の延長に合意した場合</u></p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>40 (同左)</p> <p>41 仲裁の要請の取下げ</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 仲裁の要請の取下げは、「仲裁要請の取下書」(別紙様式7)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、(2)により仲裁要請の取下書の提出を受けた場合には、相手国等の権限ある当局に、<u>仲裁の要請が取り下げられたために仲裁手続を終了する旨</u>を通知する。</p> <p>第6 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p> <p>42 納税の猶予</p> <p>(1) 所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下42において同じ。)は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を限度として、相互協議の申立てを行っ</p>

改正後	改正前
<p>個人又は法人の申請に基づき、その納税を猶予することができる。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 法人が3(1)に定める相互協議の申立てを行った場合又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った場合 これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第27項第1号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同法第66条の4第27項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条に規定する加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2第1項《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》(同令第39条の12の3第6項《<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例</u>》及び<u>第39条の33の4第4項</u>《<u>国外所得金額の計算の特例</u>》において準用する場合を含む。)で定めるところにより計算した金額</p> <p>(注) 42の取扱いは、復興財源確保法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合又は防衛財源確保法第43条第12項《<u>防衛特別法人税に係る法人税法の適</u></p>	<p>た個人又は法人の申請に基づき、その納税を猶予することができる。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 法人が3(1)に定める相互協議の申立てを行った場合又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った場合 これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第27項第1号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同法第66条の4第27項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条に規定する加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2第1項《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》(同令第39条の12の3第6項《<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例</u>》及び<u>第39条の33の5第4項</u>《<u>国外所得金額の計算の特例</u>》において準用する場合を含む。)で定めるところにより計算した金額</p> <p>(注) 42の取扱いは、復興財源確保法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合においても適用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>用の特例等</u>により、<u>租税特別措置法第66条の4の2の規定が、防衛財源確保法第43条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき防衛特別法人税の額及び当該防衛特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合</u>においても適用する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 申請手続</p> <p>イ 申請者(納税の猶予の申請を行う個人又は法人をいう。以下42において同じ。)は、<u>e-Tax等により、所轄税務署長に、納税の猶予に係る所得税等その他要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式5-1)及び(4)に掲げる添付書類を提出するとともに、併せて(5)及び(6)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</u></p> <p><u>(注) 1 書面による提出の場合は、「納税の猶予申請書」2部(正本及びその写し)及び(4)に掲げる添付書類2部を提出する。</u></p> <p><u>2 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る所得税等について租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号又は第66条の4第27項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければならないことに留意する。</u></p> <p>ロ (省略)</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類を添付する。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(5)～(8) (省略)</p> <p>(9) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 申請手続</p> <p>イ 申請者(納税の猶予の申請を行う個人又は法人をいう。以下42において同じ。)は、所轄税務署長に、納税の猶予に係る所得税等その他要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式5-1)<u>2部(正本及びその写し)、(4)に掲げる添付書類2部</u>を提出するとともに、併せて(5)及び(6)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る所得税等について租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号又は第66条の4第27項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければならないことに留意する。</u></p> <p>ロ (同左)</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各<u>2部</u>を添付する。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>(9) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p>

改正後	改正前
<p>イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部調査管理課(東京国税局及び大阪国税局にあつては調査第一部調査管理課、名古屋国税局にあつては調査部調査管理課)及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって個人又は法人が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(個人担当部門においては、局個人課税課(国税局課税第一部個人課税課(札幌国税局、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあつては課税部個人課税課)及び沖縄国税事務所個人課税課をいう。以下同じ。)経由、法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部法人課税課(札幌国税局、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあつては課税部法人課税課)及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。)経由)に通知する。</p> <p>ロ～ニ (省 略)</p> <p>(10)～(18) (省 略)</p> <p>43 (省 略)</p>	<p>イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部調査管理課(東京国税局及び大阪国税局にあつては調査第一部調査管理課、名古屋国税局にあつては調査部調査管理課)及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって個人又は法人が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(個人担当部門においては、局個人課税課(国税局課税第一部個人課税課(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあつては課税部個人課税課)及び沖縄国税事務所個人課税課をいう。以下同じ。)経由、法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部法人課税課(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあつては課税部法人課税課)及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。)経由)に通知する。</p> <p>ロ～ニ (同 左)</p> <p>(10)～(18) (同 左)</p> <p>43 (同 左)</p>